

労働保険事務組合 委託組合員 各位

労働保険事務組合
福岡電気工事業協同組合
理事長 堀内 重夫

時間外・休日労働に関する協定届（36協定）及び
1年単位の変形労働時間制に関する協定届の提出について

労働時間は労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければこれを延長することはできません。

また、労働基準法改正により、令和6年4月1日から全ての業種において労使の合意があっても法律に定められた労働時間の上限を超えた労働はできません。

(1) 労働時間が1日8時間又は1週40時間を超える場合もしくは毎週1日以上休日を与えることができない場合は、以下の表より御社に該当する様式を使用し作成後ご提出下さい。

4パターンの様式がありますのでご会社の内容に合致するものをご選択ください。

「様式9号」のみ用紙と記入例を同封しております。他の様式のものとは厚生労働省HPの「主要様式ダウンロードコーナー」又は組合HPのWordデータをご使用ください。

		月45時間（変形労働時間制は42時間）を超える 時間外・休日労働が	
		見込まれない	見込まれる
災害時の復興の事業に 及び	従事しない	様式9号 ①を提出	様式9号の2 ①と②を提出
	従事する	様式9号の3の2 ①を提出	様式9号の3の3 ①と②を提出

① 時間外労働・休日労働に関する協定届 様式第9号の各種

② // (特別条項)

(2) 1年単位の変形労働時間制を採用している場合は次の書類を追加でご提出ください。

③ 1年単位の変形労働時間制に関する協定書

④ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届（様式第4号）

⑤ 年間休日カレンダー

添付致しました記入例はあくまで参考として記載しております。実際の内容は貴事業所が労働者と協定する内容を必ずご記入ください。

※①～②又は①～⑤の原本1部とコピーの控え(白黒可)1部を提出して下さい。押印のある書類は必ず押印後にコピーしてください。監督署より原本が2つあると指摘されることがあります。所轄労働基準監督署へ1部を提出し、受付印が押されたコピー分を後日ご返送いたします。

他の組合員提出分とあわせて労働基準監督署へ提出するため3月20日(水)までに組合へご提出下さい。それ以降は管轄の労働基準監督署へ直接ご提出下さい。その際は組合へご連絡の上、控えをFAXして下さい。

～週40時間以内とする場合の1日の所定労働時間と最低必要年間休日数の関係～

1日の所定労働時間	最低必要年間休日	1週間の所定労働時間	[参考・・・年間休日99日の場合]
8時間	105日以上	各40時間00分	日曜日 52日
7時間45分	97日以上		第2・4土曜日 24日
7時間40分	93日以上		祝祭日 21日
7時間30分	87日以上		その他 2日
7時間00分	68日以上		計 99日

時間外労働の上限規制

**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、
臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。**

**臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、
以下を守らなければなりません。**

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

**！ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、
月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。**

※例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、
時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

**建設の事業のうち、災害時における復旧及び復興の事業に限り、
令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内

※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。

[協定届及び労働関係の各種制度についてのご相談先]

福岡中央労働基準監督署 TEL 092 - 761 - 5607

(管轄) 福岡市(東区を除く)、春日市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川市

福岡東労働基準監督署 TEL 092 - 661 - 3770

(管轄) 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡

[労務管理、36協定の作成支援、社労士の無料訪問、助成金の活用等のご相談先]

働き方改革推進支援センター建設業専用窓口 TEL 0120 - 936 - 778 (平日9時～17時まで)